

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下の事務折衝

令和6年10月28日（月曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

(市)

4回目の事務折衝ということで、まず、少しこの間いただいているもののはあります、この間、いただいている給料表であったりとか、何かそういったもので、何かあれば。いか。

(組合)

特はない。

(市)

そうしたら、先日の交渉の中で、いただいているうちの宿題の点について、まず、1点目であるが、おっしゃっていた期末勤勉手当の率が下がっているというふうにおっしゃったもの、あれは分かったか。

(組合)

これ、人事評価の区分で、おそらく第3区分の割合が、たぶん相当増えたのかなと。その分の原資で減ったのかなと。

(市)

やっぱりあれだな。昨年の12月と比べていただいて。

(組合)

そうである。

(市)

そうである。昨年の12月の分は、あくまで、まだ相対評価の見直しがされてない率になっていたので、それが何で変わったのかといったら、相対評価の配分が変わったからという、そういった答えになる。この6月と比べてというお話なのか、どこと比べての話だったのか、ちょっと分からなかったので。

(組合)

昨年の確定交渉で示された分で、2024年度以降の部分の数字が違うなと思ったが、おそらく昨年段階だったら、相対評価区分の割合が、たぶん考慮されていない数字だったのか

など。

(市)

そういうことである。お見込みのとおりである。そうしたら、もう1点の再任用の給与改定についてということを聞いていたものについて、お答えさせていただく。まず、ご指摘いただいた件について、一旦こちらのほうで持ち帰りをして、再考した。ご指摘いただいたとおり、今お示ししているやり方でいうと、下位の級と上位の級の給料月額が逆転してしまう場合、下位の級の改定額を上位の級の改定額の300円を減じた金額に上限を引き上げるというような形のやり方をやっている。ご指摘いただいた中身としては、階級の改定後の給料月額に合わせて上位級を引き上げることというのも、合わせて検討した。ただ、検討した結果であるが、下位の級の改定額に合わせて、上位の級の改定額を引上げの措置を取ることで、上位の級の改定額の平均改定率、要は上位の級、もともとは平均改定率で引き上げるべきところ以上の金額を引き上げることになってしまう。そうなったときに、例えばだが、保育士でいうと、本務職員の2級の平均改定率が1.8%になっているにもかかわらず、再任用職員の2級の改定率が7.58%って、本務職員よりも再任用職員のほうが同じ級で改定率が高いということになってしまう。そうなったときに、人事委員会勧告の中で、定年前再任用短時間勤務職員についても、この取扱いに準じて改定をということで、本務職員に準じた取扱いをということになっており、その本務職員に書かれている若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象にという趣旨にされているというふうに捉えかねないなというところがある。なので、一定、上を引き上げるのか、下を上限を決めてやるのかってなったときに、今回、引き上げるという判断には至らなかったというのが結論である。

(組合)

前回のときにも申し上げたが、人勧どおり、今も係長おっしゃられたように、人勧どおりにはならないよっていうようなことで、そういう意味で言うと、逆に、今度1級が人勧どおりにならないということになるかなっていうのは、僕は思うのだが。とはいえ、どちらを取っても、どちらかがっていう話になるので、そのうえで、大阪市は、要は2級を人勧どおり引き上げて、1級を押さえて引き上げたという、そんなことなのかなというふうに思う。我々としても、そもそも構造上の問題があって、いわゆる改定、人勧どおりの改定ができなかつたという認識なので、そこについては、そういう考え方で引き上げたということを、今の段階で、この事務折衝の段階では考えが分かったので、それで一旦ということにはさせていただこうとは思っている。とはいえ、やはりここ、ちょっと問題あるなというふうに思うし、また、今後の話も、きっと出てくると。おそらくこの流れでいくと、来年も引上げが仮にあった場合に、おそらく同じこの300円の差でいくと、たぶんこの流れでいったら、結局やっぱり1級のほうが、絶対平均改定率が高くなるので、どうし

てもそこが2級の改定率に引っ張られる改定が、たぶん今後、その引上げ、いわゆるプラス改定があるうちは、ずっとそういう形になるのかなというふうに思う。毎回毎回、やはりそういうわけにはいかないというふうに思うので、やはりその辺りは、いわゆる再任用の給料についても、また、別途検討も必要になってくるのかなというふうに思うし、やっぱりこの間差のところが、どうしてもその人勧に引きずられる部分があるので、もともと5,000円以上あった間差が、今回、一気に300円になると。医（3）で言ったら、前からなっているよということだろうけども、やはり職務というか業務の内容が違う中で、このシングルレートの再任用のところでいったら、300円しか違わないということ自体がどうなかつていうところには、やっぱり改めて検討が必要になるのかなというふうには思っている。数としては非常に少ない数だろうが、少し構造的にも、この間、こんなに大幅なプラス改定もなかったというのもあるので、その辺は。これ、逆に引き下げ、仮に引き下げられたときに、何かその辺り緩和できたりしないか。まだ、タラレバの話になって申し訳ないが。結局、一緒のことになるのか。

（市）

確かに今おっしゃっているみたいに、やはり若年層の重点を置いてという改定をしていた場合に、この今のやり方をやっていると、どうしてもこのアンバランスが出てきて、調整をしにいってというやり方が出てきてしまうので、そこは、もちろん今回のことも含めて課題だというのは、我々も思っているところであるし、じゃあ、ほかのところがどういうふうにやっているのかというところで。これ、大阪市だけではなくて、もう全体的にこういう流れになっているので、そういったところも見ながらというのは考えているところである。ちなみに国のやり方でいうと、国は基本的には各級の最高号給の改定額を見ることは言っているが、今年の行政職給料表1の分でいうと、1級がプラス3,300円で、2級も3,300円、3級が3,800円で、4級は4,100円みたいな、そんな流れになっている。1級は、もともと1級の最高号給の改定額は8,700円とかあるが、これを級間のバランスの調整ということで、3,300円にしているというふうに聞いている。なので、確かにバランスは崩れないが、最高号給を取って、最高号給の改定率を取ってってすると、一定やはり今、大阪市がやっているよりも低い、結果として低い改定額みたいな形にはなってくるのかなと思うので、そういったところも、一定研究しながら、手法等も考えていかなければならないと思っている。

（組合）

仮に、今年いけたとしても、たぶん来年がもう破綻する、この感じなら。1級と2級の差が、もう既に300円であれば。今度2級の改定率をそのまま適用しないと、300円、同じ改定率の考え方でいくと、必然的に2級を追い越してしまうことになる。2級と同じ改定率でいかないと無理。

(市)

さっきおっしゃっていた、やはり級間のその間差が、どの程度あるのが適切なのかっていうところ。このやり方をやっている限りは、もうだんだん詰まってきて、300円っていう形に、どうしてもなってしまうので、そこについても、やっぱり何らか少し基準をというところを考えていかなければならぬなど。

(組合)

そう。まだ、ほかの給料表は、そこまで再任用のところ、追いつきそうなところはないのなんか。結局技能労務職のところも、1級のところが、ぐっと上がらないから、そういうのだな。

(市)

技能労務職給料表は、前回と改定率が似通っているので。

(組合)

これ、行政職もまあまだ若干余裕あるけど、今回でも5,000円ぐらい詰まったということだ。

(市)

そうである。

(組合)

だから、次、行政職でいったら、2級、3級。4級が詰まっている感じ。3級いないから、別にいいが。やはりシングルレートだから、どうしても厳しい。あと少しだが、再任用も。まだ計算していないが、その正規職員のところの最高号給の7割のところでいうと、今回どうなのか。また、詰まってるだろう、たぶん。各給料表のところで。そら、そうだな。だって、最高号給のほうが低いのだから。

(市)

そうである。全体としては、ちょっと詰まっている。

(組合)

詰まっているはずである。まあまあ1、2級のところは、特に詰まる。何かあんまり変な数字、出ていないのか。また、計算しないといけないが、言っていたように、前回も出たが、保育士のところでいったら、もう本当に8割超えてきていてということになつ

ているので、もうそれが僕らにとっては別に悪いとは思わないが、もともとの再任用の給料のつくったときの考え方をだんだん逸脱してくる、してきているものにはなってしまう、結果的になってしまって、やはりちょっと。あの辺、再任用の給料、今から考えましょうかといつても、できた頃には、きっともうあと何年ですよみたいなことになってそういう気はするが、それでも、まだおられるということであるから、そこは、やっぱりちょっと課題としては、また、整理をいただきたいというふうに思う。今の点は、もうそれで結構である。市側からは、もう今日は特にないか。

(市)

もうこれで、こちらからご提案する内容も含めて、一応全てお話しさせていただいたという形になる。

(組合)

これ、全体的な話になるが、今度、小委員会やるが、そこで一定程度ずっとこの間、人勧どおりやったとすればという話で事務折衝を進めさせていただいていると思うが、その辺りは、基本スタンスとしては変わらないまま、小委員会へ行く感じか。

(市)

いや、そこも、当初の話としてお伝えしていたとおり、昨日の総選挙を受けて、ちょっとその先の動きを見据えてというところであるので、一定そこまでには、何らかの方向性はお示しをしたいなというのは思っている。何か少しそこで、ふわっとしたまま小委員会交渉をやっていって、本交渉までにというわけには、やっぱりいかないかなと思っているので。

(組合)

はい。分かった。

ちなみにだが、地域手当の話は、何かこの間あんまり何も触れられていない。あれも、たぶん触れるとしても後半だと思うが、触れられてないが、別にいいのだな。いいのだなという言い方はおかしいが。

(市)

一応、今の状況でいうと、国の動きとしては16%で変わりはないが、ただ、当初の時点で、地方はどうすべきという方向性が示されていない中やっている。それをちょっと待つというスタンスではあったので、結果として後半戦のところで、地域手当、じゃあ来年4月からどうなるって。結局こうやって、こういう国の通知があって、こういうふうになるであったりとか、一定何らかのお伝えはさせていただくことになるのかなとは思ってい

る。

(組合)

なるほど。了解。特段何も、このままスルーしてたら、あれかなと、一応ちょっと見逃さないように聞いただけである。

(市)

そうだな。実際たぶん地域手当が動くって、もしなっていたとしたら、そもそものところで関わってくることだったので。

(組合)

たぶん、そう、そうなのである。跳ね返ってくるから。変わってくるから、何か触れな  
い今までいいのかと、少し思っていたので。

(市)

そこは、ちょっとまた、改めて。

(組合)

はい。分かった。特に触れる内容でもないが、そんなところである。あと、別に今日、明日という話でもなくて、さっきの再任用の給料表にも、少し関係するが、やはりちょっと、去年もずっと話をさせてもらっていて、再任用と会計年度のところの関わりの話であるが、やはり構造上、どうしても今、構造上プラスこの間のその会計年度のいわゆる処遇改善の部分で、会計年度が年収を含めて、ぐっと上がってきてている中で、もちろん建付けが違うので、いわゆる再任用のところと会計年度は。今日おられないから、この話をしても申し訳ないが。その会計年度と再任用とか違うというのは分かっているが、ただ、やはり現場はそうではなくて、再任用の人が会計年度になるということも往々にしてある。しかも、業務の中身的にも属人に引っ張られるような業務になっている、なりがちなので、その現場の中で、やはり制度の成り立ちが違うので、再任用の給料といわゆる会計年度の給料、比較するものではないというのはなかなか現場には落ちないというのがあるので、ちょっとその辺は、やはり給料表全体を考えるうえで、さっきの再任用の話にもリンクするが、違うといえば、やはり現場では、そういうことが、そういう理解でされていない。それは、たぶん会計年度って、いわゆる各所属の採用に大分任せられているところがあるので、たぶん総務局の知らない部分って、いっぱいあると思う。で、業務の中の細かい業務の中身なんか、もちろんご存じないと思うので、その辺もやっぱり現場感覚としては、あんまり再任用と会計年度って、業務的に明確な違いっていうのがあまりなくて、そのうえで、やっぱり給料を比較したときに、いや、もうだんだん会計年度のほうが高くなっている、

というような状況も出てきているので、ちょっとその辺は、また、所属の状況とかも把握いただいたうえで、少しさっきの再任用の給料の話のところでも、今後、構造的なことを検討していくうえで考慮いただきたいなというふうに思っている。よろしくお願ひする。

(市)

今いただいたお話でいうと、給料の構造というところもそうであるし、そもそも職務の在り方というか。

(組合)

そうである。そこもそうである。

(市)

そういったところも大きいのかなと思うので、そういったところも含めてというところで、実情がどうなのかというところ。

(組合)

ついでみたいに言うと怒られるかもしれないが、一応交渉のその要求の中でも毎年毎年入れさせてもらっている中で、やはり研究職の給料表のところが、やはりまだ、いわゆる課長代理が係長になったという、もう何年前だったか忘れたが、それぐらい古い話になつており、我々としても、そこはやっぱり引き続き取り組んでいくつもりなので、ちょっと総務局のところでも、やっぱり現場実態把握したうえで、そのいわゆる検討、検証というところはやめないでほしい。やはり課長、もともと課長代理が、係長の給料表になるなんて、もう到底理解できない話なので、そこは引き続き、我々も忘れたわけではないので、その給料表に関しても、我々、求めているのは新設というところ、課長代理の給料表の新設というところ。その辺、だから、やはり引き続きご検討は続けていただきたいと思っているので、よろしくお願ひする。そうしたら、もう一旦給与と一時金の部分については、事務折衝はこれでということで、次、小委員会でということでお願いしたいと思う。